

(2番勝見英一朗議員登壇)

○2番 勝見英一朗議員 政新長井の勝見です。

請願第2号の採択に賛成の立場で意見を申し上げます。

菊地氏の作品のすばらしさは本市の大切な資源であり、観光交流の重要な資源になるものと考えます。また、氏の障害を乗り越える精神性にも学ぶところは大きいと感じております。その意味で、請願事項の前半、氏の功績をたたえて広く知らしめることは重要なことと考えます。

そして、請願の後半、本市ゆかりの美術家の作品も含めた市民美術館の設立に向けた取組を推進することも今後の検討課題に入っていくべきと考えます。

その方向性に基づいて、財政事情も含め様々な条件を勘案しながら最適解を求めて検討が進むものと思っております。

請願の趣旨にありますように、これまで芸術文化の各ジャンルにおいて様々な創作活動が行われてまいりました。美術に限らず、それらにも目を広げる必要もあろうかと思えます。

また、美術館の在り方も変化してきており、古い小学校を改装してできた東京おもちゃ美術館や、オルセー駅を転用したパリのオルセー美術館などのリノベーションによる美術館、さらに次の世代として第4世代の美術館が言われ、趣旨は違うものの、文化庁のリーディング・ミュージアムのような考えも出されております。

このように対象とする作品や美術館の在り方など、柔軟に考えるべき時代にあることを思えば、本市においても今後、時代にマッチした美術館構想が進むことを期待するものです。

請願者が話しておられましたように、若い人の利用の仕方、本市の身の丈に合った美術館、本市でやりやすい運営方法という幅広い考え方、将来世代に沿った考え方に同意し、賛成意見といたします。

○浅野敏明議長 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

請願第2号 菊地隆知氏の作品を主軸とした「市民美術館」の設立に向けた取り組みを求める請願の1件について、文教委員長の報告は採択であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一厚生常任委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○小関秀一厚生常任委員長 おはようございます。

それでは、厚生常任委員会審査報告をいたします。

令和3年6月市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月21日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第38号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際して市民課長からは、このたびの改正は新型コロナウイルス感染症に感染した被保

険者等に係る傷病手当の支給について、当該感染症を定義した法律の条項が廃止されたため、同じ内容の文言を本条例の附則に直接設けたものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、議案第38号について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第3、議案第38号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

内谷邦彦産業・建設常任委員長。

(内谷邦彦産業・建設常任委員長登壇)

○内谷邦彦産業・建設常任委員長 おはようございます。

産業・建設常任委員会の審査報告を行います。

令和3年6月市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月22日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、請願第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める国への意見書採択に関する請願の1件について申し上げます。

本請願は、山形県労働組合総連合議長、勝見忍氏から提出があったものです。

趣旨とするところは、生まれ育った地域で働き生き続けられる地域社会をつくるためにも、地域間格差をなくしていく方向を目指すべきと考え、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を政府に提出していただきたいとするものです。

主な質疑について申し上げます。

委員からは、同一労働同一賃金の考え方でいけば、最低賃金に地域間格差が生じていることはおかしいと思うが、どのように考えているか。また、物価は全国一律ではないという考え方が背景にあり、地域別最低賃金に現在、差が生じているが、これほどの差があることは適正なのかとの質疑がなされ、佐藤完治参考人から、最低賃金の地域間格差は適切ではないのではないかと思う。最低この額をもらえれば人間らしいまともな暮らしができるという水準が必要であり、生活できないということが一番の問題だと考えている。また、地方の最低賃金については、前年の額にどのぐらい上積みできるかという程度の議論しかされておらず、今の差は適正ではないと言わざるを得ない。交通費や不動産以外のものに関しては、大都市部と地方では必ずしも大きな差は生じておらず、物価は全国一律ではないという考え方が正しいのかということが